



令和4年3月10日

担当課	生活支援第2課
担当者	阪口、江川
電話	(073) 435-1061
内線	5140

## 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の給付について ～3月16日から確認書の発送を開始します～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付します。

つきましては、住民税非課税世帯の対象者に対し、確認書を順次発送します。

### 1 対象者

#### ① 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

#### ② 家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②のいずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

### 2 給付額 1世帯当たり10万円

### 3 申請方法

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務局（八番丁9、パーク県信ビル1F）で受け付けを行いますが、コロナ禍の折、当面の間、郵送による申請受付とさせていただきます。来所をご希望の場合、必ず事前にコールセンターで来所日時のご予約をお願いします。

① 住民税非課税世帯で、世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から和歌山市にお住いの場合、令和4年3月16日（水）から順次確認書を発送しますので、内容を確認し必要事項をご記入の上、返送してください。

② 住民税非課税世帯であっても、世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合、申請書と添付書類を一緒に提出していただく場合があります。

③ 家計急変世帯についても、申請書と添付書類の提出が必要です。

※ 申請書用紙をご希望の方はコールセンターへお電話をいただくか、和歌山市ホームページからダウンロードしてください。

※ 添付書類については、コールセンターでご確認ください。

【給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！】

#### 【専用コールセンター】

フリーダイヤル	0120-969-861
事務局 TEL	073-499-5184
FAX	073-499-5194
受付時間	午前9時から午後5時（土日祝日を除く）